

総務教育常任委員会資料

(平成23年1月21日)

〔 件 名 〕

- ・平成22年度雪害対策について 【財政課】・・・1
- ・自動車税の課税免除制度の見直しについて 【税務課】・・・3
- ・三世帯住宅の取得に係る不動産取得税の軽減制度の延長について
【税務課】・・・5
- ・鳥取県企業人セミナーの初開催について 【関西本部】・・・6
- ・吉本興業と連携した情報発信「いったテェナー！鳥取県」の実施結果
について 【関西本部】・・・7
- ・ネーミングライツ（2施設）の契約更新について
【財源確保推進課】・・・8

総 務 部

平成22年度雪害対策について

平成23年1月21日
財 政 課

1 概 略

平成22年12月31日からの豪雪に伴い被害を受けた農林漁業者等に対する緊急支援を行う。

当面緊急に対策を講じる必要がある撤去・復旧作業等については予備費対応とし、今後の被害状況の実態に応じ2月補正対応とする。

2 総事業費（見込額） 15億円程度 ※現時点での概算値であり、今後変動する。 （別途、被災事業者等への低利融資枠を約28億円設定）

上記事業費に係る県予算所要見込額 約6億円

→ 今回緊急措置分 約2億円（予備費対応0.7億円、現計予算対応1.3億円）

今後追加見込分 約4億円（2月補正対応）

3 対策の主な内容

（1）漁業者向け支援

○漁船等復旧対策

①漁船・遊漁船の引揚げ及び2.8トン以上の漁船の修復に係る経費への支援（補助率1/3）

※市町村、漁業団体の支援は任意 <予備費対応38百万円。必要に応じ2月補正。>

②沿岸漁業改善資金の融資枠拡大（融資枠1.5億円） <現計予算枠対応>

③2.8トン未満の漁船の修復に係る経費への支援 <2月補正対応>

○漁業者の休業補償対策

雪害漁業者復旧支援緊急対策資金を新設（融資枠2億円）

<現計予算枠対応。必要に応じ2月補正。>

※現行の漁業経営財務基盤強化緊急対策資金の拡充

利率1.5%→1.0%（県0.5%追加支援）。 ※市町村と漁業団体は任意。

（2）農業者向け支援

○農業用施設復旧対策・経営支援対策

①農業用施設ハウスや果樹棚の撤去・復旧に係る経費への支援（補助率1/3）

※市町村、農業団体の支援は任意 <予備費対応16百万円>

②果樹等経営安定資金の活用 <現計予算枠対応（4.6億円）。必要に応じ2月補正。>

③果樹苗の植栽・圃地改良に係る経費への支援 <2月補正対応>

○ワケあり野菜の販売促進対策

白ネギ、ブロッコリーなど雪害により規格外となった野菜を販売するため農協等が行う販売促進経費への支援（補助率1/2） <予備費対応0.5百万円>

（3）畜産業者向け支援

○畜産用施設復旧対策

①畜産用施設（牛舎等）の撤去及び家畜の一時避難に係る経費への支援（補助率1/3）

※市町村、畜産業団体の支援は任意 <予備費対応4百万円>

②農業経営基盤強化資金（5年間無利子）等の活用 <現計予算枠対応>

③畜産用施設（牛舎等）の再建に係る経費への支援 <2月補正対応>

(4) 商工業者向け支援

商工業施設・設備の損壊や売上減少等の影響を受けた商工業者の資金繰りを支援

○平成 22 年度雪害対策特別資金(仮称)の創設

運転・設備に対する低利な融資制度を創設(融資枠 10 億円、利率年 1.43%)

<現計予算枠対応>

○「企業資金繰り支援特別融資」に「平成 22 年度雪害対応枠(仮称)」を新設

借換資金・小規模零細事業者向け融資に特別枠を新設(融資枠 10 億円、利率年 1.43%)

<現計予算枠対応>

※対象資金 : 経営安定支援借換資金、旧制度融資等借換特別資金、中小企業小口融資、小規模事業者融資

(5) 観光誘客対策

①関西圏を中心に旅館組合等とマスコミ、旅行会社へのキャラバン活動などを実施

<予備費対応 5 百万円>

②吉本興業「いったテェナー! 鳥取県」等のイベント展開など、既存事業においても情報発信を強化

<現計予算対応>

(6) 県有施設等雪害被害対策

①大雪による高等学校など県有施設等の被害に対する修繕等 <予備費対応 3.5 百万円>

②予備費対応分の他、順次、被害状況調査と復旧作業を実施中

<現計予算対応。必要に応じ 2 月補正。>

(7) 保安林等被害対策(被害木の除去・植栽)

①治山事業(公共)による国道 431 号沿線の被害マツの処理・植栽

<現計予算対応。必要に応じ 2 月補正。>

②造林事業(公共)による鳥取砂丘周辺の被害マツの処理 <同上>

(8) 公共施設除雪対策

①米子空港駐車場における除雪経費 <予備費対応 2 百万円>

②県管理道路の除雪経費 <現計予算対応>

③鳥取空港等、その他の施設の除雪経費 <現計予算対応>

自動車税の課税免除制度の見直しについて

平成23年1月21日
税 務 課

1 趣旨

課税の公平性や各種社会福祉サービスの事業主体拡大等に鑑み、平成19年（2月議会）に自動車税及び自動車取得税の課税免除制度を見直す県税条例の一部改正を行ったが、社会福祉法人等及び生活路線バスに係る自動車税については、3年間、制度を存続させた上で検討する必要があるとされた。平成22年度末で現行制度の適用期間の期限を迎えることから、このたび以下の見直し方針で2月議会に条例改正案を提出するもの。

見直し方針案

- 現行の課税免除制度を継続する。
- さらに、生活路線バスに関し、県の補助金を受けて過疎地有償運送路線を運行するNPO法人が所有する自動車（当該路線の運行の用に供するものに限る）を課税免除対象に加える。

2 見直しの経緯

平成18年度のサマーレビューをきっかけに自動車税・自動車取得税の免除制度廃止の方向で見直しを行ったが、社会福祉法人等については施設の運営状況などを見守る必要があるとして、平成19年2月議会において引き続き課税免除制度を継続することとされた。

(1) 社会福祉法人等が所有する自動車及び構造変更車

（改正理由）社会福祉基礎構造改革による措置制度から契約制度への変更、事業主体の株式会社等への拡大により特定の者に限り免除を認める理由が無くなった。

→ 障害者自立支援法が施行された後の施設の運営状況などをみて判断すべきであり、「平成22年度までの3年間の時限措置として現行の免除制度を継続する」こととする。

(2) 生活路線バス

（改正理由）路線バス以外に補助が拡大したため、公平性の確保が必要である。

→ 補助制度が見直されたばかりであり、新しい地域交通体系の今後を見守った上で判断すべきで、「平成22年度までの3年間の時限措置として現行の免除制度を継続する」こととする。

3 検討結果

(1) 社会福祉法人等に係る自動車税の課税免除を継続

- ・アンケートを実施したところ、職員人件費が84.3%の法人で増加するなど、社会福祉法人の経営状況に改善が見られない。
- ・福祉施策の充実と税負担の公平性の観点から、一般営利法人とは異なり、剰余金の使途が社会福祉事業に限定されている社会福祉法人や財政基盤の脆弱なNPO法人を引き続き対象とすることが適当である。

(2) 生活路線バスに係る自動車税の課税免除を継続

- ・生活路線バスの路線数（系統数）は37（H14）あったものが31（H21）に減少したことで、住民の負担が増し、生活路線バスの必要性・公益性が高まっていると考えられる。また、補助制度は広がったものの、路線バスに代替する交通体系は築かれておらず、路線バスの重要性は依然として高い。

(3) 過疎地有償運送路線を運行するNPO法人に係る拡充

- ・中山間地域の公共交通対策は重要な課題であり、公共交通空白地域で過疎地有償運送を行う、財政基盤の脆弱なNPO法人の活動を支援する意義は大きい。

自動車税の課税免除（今回見直す部分）の免除税額について（平成22年4月現在）

		対象者	台数	免除額（円）
①社会福祉法人等の事業の用に供するもの				
	第1種社会福祉事業を営む社会福祉法人（条例第137条第6号）	33	159	5,645,100
	障がい福祉サービス事業を行う者（条例第137条第7号）	4	6	200,500
	社会福祉法人又はNPO法人（条例第137条第8号）	59	149	5,689,300
	小規模作業所（条例第137条第9号）	2	2	90,500
	構造変更車（条例第137条第5号）	159	486	5,424,100
	小計	257	802	17,049,500
②運行維持困難な生活路線の乗合用バス				
	生活路線一般乗合用バス（条例第137条第12号）	2	115	2,316,500
合計				
	（自動車税全体に占める割合）	259	917 (0.44%)	19,366,000 (0.26%)

(参考) 平成22年度賦課期日現在課税台数 205,886台
 平成22年度自動車税当初予算額 7,362,605千円

三世代住宅の取得に係る不動産取得税の軽減制度の延長について

平成23年1月21日
税 務 課

1 制度概要

床面積が240㎡を超える住宅及びその土地を取得した場合は、地方税法上の不動産取得税の軽減制度が適用されないことから、平成20年度から22年度までの3年間、本県独自の軽減制度を創設し、直系三世代以上の親族が居住する床面積が240㎡を超える住宅（三世代住宅）及びその土地の取得に対しては不動産取得税を減免している。

2 適用実績

制度の導入は平成20年度であるが、通年ベースでの軽減実績は平成21年度以降。景気回復状況等も影響するが、適用件数は今後さらに増加していくものと考えられる。（平成20年中に新築した家屋の不動産取得税については、市町村の固定資産評価額の決定を待って処理するため、県による賦課及び減額の処理は平成21年度当初となる。）

年 度	区 分	条例上の減免 (A)		地方税法上の特例 (B)		(A) / (A) + (B)	
		適用件数	適用税額	適用件数	適用税額	適用件数	適用税額
平成21年度	土 地	8件	397千円	1,484件	97,657千円	0.5%	0.4%
	住 宅	80件	17,166千円	3,104件	628,394千円	2.5%	2.7%
	計	88件	17,563千円	4,588件	726,051千円	1.9%	2.4%

※平成22年度の減免実績（12月末現在）→ 家屋83件（16,650千円）、土地1件（45千円）

＜軽減制度を受けた方の声＞

- ・三世代での同居は、両親に子どもをあずけて安心して共働きができるなど、子育てをしやすい環境でもあり、このような家庭環境の人たちに対して税の軽減制度があることはとてもありがたい。ぜひ継続してほしい。
- ・父親は介護が必要な状態にあり、経済的にも税の軽減を受けることができて助かった。制度は継続した方がよい。

3 見直し方針案

本県では、人口に占める老年人口（65歳以上）の割合は増加する一方で、年少人口（15歳未満）の割合は、減少の一途をたどっており、少子高齢化社会が確実に進行していることから、依然として子どもを産み育てやすい環境を構築していく必要性は高い。

また、3年という短期間で十分な成果や効果を見極めることは難しく、中長期的な期間をもってその成果を検証すべきであるが、制度開始から3年目となる現時点で、通年ベースでの適用実績も相当件数あり、今後も軽減制度に対する継続的な需要が見込まれる。

ついては、子どもを産み育てやすい地域社会の構築の一助となるよう住宅等の取得にかかる軽減制度を引き続き3年間（平成23年度～25年度）延長したく、2月議会に条例改正案を提出するもの。

（参考）

1 本県の推計人口の構成比推移（「鳥取県年齢別推計人口」より）

県内の年少人口は年々減少する一方、老年人口は年々増加。少子高齢化は確実に進行。

区 分	年少人口（0～14歳）			生産年齢人口（15歳～64歳）			老年人口（65歳以上）		
	実数（人）	割合	増減	実数（人）	割合	増減	実数（人）	割合	増減
平成19年度	81,980	13.7	△0.1	366,714	61.1	△0.4	150,599	25.1	0.5
平成20年度	80,632	13.6	△0.1	361,599	60.8	△0.3	152,147	25.6	0.5
平成21年度	79,285	13.4	△0.2	357,181	60.4	△0.4	154,147	26.1	0.5

2 三世代世帯の状況

- ・平成17年度国勢調査によると、本県の三世代世帯数は全世帯の17.2%で、全国割合の約2倍に相当。
- ・平成12年度国勢調査時と比較すると、▲4,029世帯（▲2.8ポイント）と減少傾向。

		全 国	本 県	本県の三世代世帯の主な構成内容
H12 国勢調査	一般世帯数	46,782,383世帯	199,988世帯	1人親・夫婦・子ども 15,609世帯(39.1%) 両親・夫婦・子ども 13,805世帯(34.5%)
	うち三世代世帯数 (割合)	4,715,940世帯 (10.1%)	39,963世帯 (20.0%)	
H17 国勢調査	一般世帯数	49,062,530世帯	208,526世帯	1人親・夫婦・子ども 13,959世帯(38.8%) 両親・夫婦・子ども 11,420世帯(31.8%)
	うち三世代世帯数 (割合)	4,239,450世帯 (8.6%)	35,934世帯 (17.2%)	

鳥取県企業人セミナーの初開催について

平成23年1月21日

鳥取県関西本部

1 目的

鳥取県進出企業の関係者から関西の企業関係者に対して自社の製品・技術の特色等についての講演を行うことにより、企業立地促進や関西と鳥取の経済交流促進、鳥取県のイメージ向上を図るため、初めて実施するものである。

2 構成等

- (1) 企業人（鳥取県進出企業関係者）講演会
- (2) 質疑・意見交換
- (3) 鳥取県によるプレゼンテーション（関西圏との連携、産業施策）
- (4) 交流会

3 開催方法

関西圏の経済団体と連携し、関西の企業に広く案内し参加者を募集する。

4 開催内容

(1) 「GOPAN・おどり炊きの企画開発とお米の話」

～「お米」のエキスパート「飯炊きおじさん」の開発秘話～

- ①日時 平成23年2月17日（木）15：30
- ②場所 鳥取県関西本部交流室（大阪市北区梅田1丁目1-3 大阪駅前第3ビル28階）
- ③主催 鳥取県
共催 大阪商工会議所、財団法人鳥取県産業振興機構（予定）
後援 東大阪商工会議所、守口門真商工会議所（予定）
- ④講師 三洋電気コンシューマエレクトロニクス株式会社 元家電事業部部長 下澤理如

(2) 「鳥取県産カニからの授かりもの キチン・キトサン・グルコサミン」

～天然多糖キチン・キトサン・グルコサミンの食品への利用と可能性～

- ①日時 平成23年2月25日（金）15：30～
- ②場所 神戸商工会議所3階第三会議室（神戸市中央区港島中町6丁目1番地）
- ③主催 鳥取県
共催 神戸商工会議所、財団法人鳥取県産業振興機構（予定）
- ④講師 甲陽ケミカル株式会社 技術開発部長 佐藤公彦（工学博士）

吉本興業と連携した情報発信「いったテナー！鳥取県」の実施結果について

平成23年1月21日
関西本部

関西本部では、全国的に圧倒的な知名度とブランド力を誇る吉本興業グループと連携し、「関西の一員としての鳥取県」の観光スポットや特産品などの魅力を関西圏の方々に知っていただくための取り組みを実施している（全国初の取り組み）。この取り組みの実施結果について、以下のとおり報告する。

<実施結果>

- ①鳥取県の観光スポットや特産品等を盛り込んだ「とっとり吉本新喜劇」の制作、上演
日時：平成23年1月5日（水）～1月16日（日）12日間
場所：なんばグランド花月（NGK）
公演回数：平日2回、土日祝3回 計29回
出演者：川畑泰史、池乃めだか、宇都宮まき、浅香あき恵、辻本茂雄、島田珠代等
（上演日によって、出演者が変更。）
その他：1月8日（土）の第1回公演では、平井鳥取県知事が「鳥取県知事役」として出演、観光や特産品のPRを行った。
また、1月13日（木）には、県内旅館の女将さん3名が観光PRを実施した。
来場者数：約21,000人
マスコミ取上件数：テレビ（NHK、鳥取県内各民放）、新聞（読売、朝日、毎日、産経、日経など多数）、スポーツ新聞（5紙）など
- ②「買ったテナー！鳥取県」物産展の開催
日時：平成23年1月8日（土）～1月10日（月・祝）午前11時～午後7時
場所：YES広場（大阪市浪速区難波千日前）
主催：鳥取県関西本部、吉本興業株式会社
出展者：鳥取市、岩美町、大山町等 19団体
内容：松葉がに、地酒等の鳥取県特産品の販売
その他：1月8日（土）は、平井鳥取県知事が会場内でトップセールスを実施した。
また、よしもと芸人さん達も会場で鳥取県をPRした。
（1月10日は「宮川大助・花子さん」が来場）
来場者数：約23万人
- ③「買ったテナー！鳥取県第2弾」物産展の開催
日時：平成23年1月14日（金）～1月16日（日）
午前10時～午後8時30分まで
場所：大丸百貨店心斎橋店 本館 心斎橋筋側外（大阪府中央区心斎橋筋）
出展者：県内市町及び業者等10団体
内容：鳥取県特産品の販売と観光PRした。
- ④飲食店での鳥取県メニューの提供
「買ったテナー！鳥取県」物産展の開催時に近隣の飲食店で鳥取の産品を使った昼定食を提供した。
日程：平成23年1月8日（土）～1月10日（月・祝）
場所：がんこ難波本店（大阪府中央区難波）
内容：鳥取県のらっきょう、とうふちくわを使った昼定食を提供した。
販売数：162膳（同店の昼定食の中で、上位3品に入る売り上げ）

<継続中の取り組み>

- ⑤月刊誌での鳥取県特集の掲載
掲載紙：マンスリーよしもとPLUS（出版元：吉本興業）
掲載号：1月号（12月1日発売）及び3月号（2月1日発売）
内容：鳥取県内を現地取材したよしもと芸人さん（島田珠代さん、宇都宮まきさん）、鳥取県の魅力を日記形式で紹介する。
- ⑥鳥取県応援ブログ「いったテナー！鳥取県」の立ち上げ
概要：吉本興業のブログポータルサイト「ラフプロ」上で、鳥取県をPRするブログを立ち上げている。ブログ内で、多くのよしもと芸人さんが、鳥取県の魅力をPRしている。
開設期間：平成22年12月1日（水）～1月31日（月）
アドレス：<http://tottori.laff.jp>
アクセス数：約30,000アクセス（1月13日現在）

※吉本興業（株）は、平成21年12月に「エリア開発センター」を設置し、「よしもとパワー」で地域を元気にする活動に取り組んでいる。今回の本県との連携もその一環だが、同社が自治体と組んで総合的なプロモーションを行うのは、全国で初めてのこと。

ネーミングライツ（2施設）の契約更新について

平成23年1月21日

財源確保推進課

県立2施設に導入しているネーミングライツ（施設命名権）について、現在のスポンサー企業を優先交渉者として、契約更新の協議を行った結果、**現契約と同じ金額、期間で契約更新**していただくことで、基本的に合意に至りました。

1 契約更新の内容

施設名	名称	スポンサー企業	契約金額(税別)	契約期間
鳥取県立 県民文化会館	とりぎん文化会館	(株)鳥取銀行 〔鳥取市〕	1,500万円/年	H23.4.1 ~H26.3.31 (3年間)
鳥取県立 布勢総合運動公園	コカ・コーラウエスト スポーツパーク	コカ・コーラ ウエスト(株) 〔福岡市〕	1,000万円/年	同上

【参考】 ○現契約の契約期間 H20.4.1~H23.3.31 (3年間)

○現契約の契約更新に関する規定

契約期間の満了する年度に、現在のスポンサー企業をネーミングライツの**優先交渉者**とし、契約更新の協議を行う。(契約書に規定)

2 ネーミングライツの対価（契約金額）の使途

各施設の指定管理委託料の財源に充当予定（H23年度当初予算に計上予定）

名称	対価(税込み)	指定管理委託料 (H23年度当初予算計上予定額)	比率(対価/委託料)
とりぎん文化会館	1,575万円	23,516万円	6.7%
コカ・コーラウエスト スポーツパーク	1,050万円	27,800万円	3.8%

3 スポンサー企業と施設管理者との主な連携

スポンサー企業名	連携内容
(株)鳥取銀行	(財)鳥取県文化振興財団(指定管理者)の主催事業への協賛 (H23年度以降)
コカ・コーラウエスト (株)	(財)鳥取県体育協会(指定管理者)とホッケー教室等を共催 (H21年3月)

※本年度内に更新契約を締結（調印式の日程等は調整中）